

令和2年2月

各 位

「敷地内全面禁煙」の実施について

当金庫は、本年4月より施行される「改正健康増進法」の趣旨に則り、役職員の健康保持と、働きやすい職場環境を構築するため、下記のとおり禁煙対策を実施いたします。

記

1. 対応策

①敷地内完全禁煙

屋内完全禁煙に加え、駐車場・屋上などの敷地内屋外についても完全禁煙とする

②就業時間内禁煙

当金庫の敷地内外に関わらず、就業時間内は完全禁煙とする

2. 実施日

令和2年4月1日（水）より

(お問い合わせ先)

新宮信用金庫 総務部	尾崎・葛平	0735-22-2000
------------	-------	--------------

以 上